

【手順1】

所得が減少した理由が前もって分からなかった理由である場合のみ✓を記入してください。
 ※定年退職等、収入の減少が前もって分かっていた場合は、本給付金の対象とはなりません。

【別紙記入例①】

収入が減少し、年間を通した収入が非課税相当になってしまった方
<状況の例> : 会社に勤務していたが、令和5年3月中旬を持って契約解除、3月分勤務分の給与が4月に振り込まれたことを最後に、大幅に収入減となった。

記入例の見方 : 【手順1】～【手順6】の順にご確認ください。

下諏訪町価格高騰物

下記にチェック(☑)してください。

私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税所得割非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

(記入上の注意)
 「予期せず家計が急変」したことに、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当しません。

【手順2】

下部の早見表を参考に、扶養している方の人数に応じた収入基準額を⑦欄に記入してください。

申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

(フリガナ)氏名	左欄の者が扶養する者の数(①)	令和5年度住民税課税状況(②)	障害者控除等の適用(③)	収入の減少のあった年月(④)	任意の1か月の収入(⑤)			年間収入見込額 D×12(⑥)	非課税相当収入限度額(⑦)
					給与収入 [A]	事業収入又は不動産収入 [B]	年金収入 [C]		
シイノ カズオ	1	□課税 □均等割のみ課税 □非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦(夫)控除 □ひとり親控除	令和5年4月	収入合計額 A+B+C= [D] [D] [A] 110,000 円	110,000 円	110,000 円	1,320,000 円	1,703,000 円
シイノ マサ	1	□課税 □均等割のみ課税 □非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦(夫)控除 □ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C= [D] 円	円	円	円	円
	1	□課税 □均等割のみ課税 □非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦(夫)控除 □ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C= [D] 円	円	円	円	円
	1	□課税 □均等割のみ課税 □非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦(夫)控除 □ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C= [D] 円	円	円	円	円
	1	□課税 □均等割のみ課税 □非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦(夫)控除 □ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C= [D] 円	円	円	円	円

【手順3】

収入に関する証明書に書かれている一月あたりの収入額を⑤の【A】～【C】欄に記入してください。
 ※いわゆる「手取り額」でなく、「額面」の金額を記入してください。

【手順4】

⑤の【D】欄に【A】～【C】欄の合計を記入してください。

(記入上の注意)
 ①左欄の者が扶養する者の数: 欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入してください。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
 ②住民税課税状況: 欄には、各年度の該当する項目にチェック☑してください。
 ③障害者控除等の適用: 欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
 ④収入の減少のあった年月: 欄には、住民税非課税相当の収入であった令和5年1月から令和5年12月までの任意の1か月の月を記入してください。
 ⑤任意の1か月の収入: 欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年1月から令和5年12月までの任意の1か月の収入を記入してください。

【手順5】

⑤の【D】欄の合計額を1.2倍して、⑥の欄に記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。
 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
 「非課税相当収入限度額」欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。
 (早見表)

【手順6】

⑥と⑦の欄の数字をくらべ、⑥の金額の方が少なかった場合、裏面の記入は必要ありません。
 ⑥の金額の方が高かった場合、【別紙記入例2】をご覧ください。

扶養している親族の状況	所得割非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	170.3万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	221.5万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	271.5万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	321.5万円

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ～